

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 加賀田 一 男 八頭郡用瀬町大字安蔵九三九

昭和六十三年三月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 加賀田 清 八頭郡用瀬町大字安蔵九一八一五

昭和六十三年三月十四日就任 任期昭和六十六年三月八日まで

鳥取県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 林 原 輝 雄 西伯郡中山町東積三九四

“ 黒 見 良 治 “ 樋口一四五

“ 国 谷 信 照 “ 石井垣一八八

“ 江 原 和 夫 “ 栄田三二三

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）

木材業者等の登録（林務課）

木材業者等の登録の変更（〃）

保安林の指定の解除予定（七件）（造林課）

林業種苗法による生産事業者の登録（〃）

◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

昭 和 六 十 年 十 月 十 五 日 退 任	監 事	野川喜義	田中五二六
〃	〃	中川寿次	七二二一
〃	〃	村本彰次	御崎三二一
〃	〃	西本敏重	一一〇
〃	〃	中川岩藏	田中七二六一
〃	〃	澤田芳助	四五一十四
〃	〃	柏尾竹雄	塩津七〇〇
〃	〃	高口若光	殿河内三九八
〃	〃	橋井嘉市	岡六二二
〃	〃	谷川均	下市四二
〃	〃	金田耕二	松河原二七六
〃	〃	手島和夫	下甲三三五
〃	〃	高橋清己	住吉九八四
〃	〃	高見修一	塩津二四一
〃	〃	尾古博文	羽田井一八七
〃	〃	田中弘太郎	八重一七〇
〃	〃	山西初蔵	田中九四
〃	〃	井上秀明	潮音寺一二九
〃	〃	富岡稔	赤坂三二六
〃	〃	田中重光	東伯郡赤碓町大字梅田一五三
〃	〃	当别当 潔	西伯郡中山町束積七五
〃	〃	船越勝則	赤坂四二五
〃	〃	小谷弘昌	下甲三〇五

就任した役員 の氏名及び住所	理事	森田清	西伯郡中山町羽田井一五二
〃	〃	石田博美	束積七五〇
〃	〃	秋田力	七九
〃	〃	田中茂男	八重一六一
〃	〃	前田勇吉	田中七三一
〃	〃	小林武則	岡五一九
〃	〃	金田正志	松河原六〇
〃	〃	黒見良治	樋口一四五
〃	〃	国谷信照	石井垣一八八
〃	〃	井上秀明	潮音寺一二九
〃	〃	野川喜義	田中五二六
〃	〃	江原和夫	柴田三一三
〃	〃	澤田芳助	田中四五一―四
〃	〃	山西初蔵	九四
〃	〃	西本敏重	御崎一一〇
〃	〃	中川寿次	田中七七二―一
〃	〃	手島和夫	下甲三三五
〃	〃	富岡稔	赤坂三二六
〃	〃	村本彰次	御崎三二一
〃	〃	高見修一	塩津二四一
〃	〃	柏尾竹雄	七〇〇
〃	〃	高橋清己	住吉九八四
〃	〃	谷川均	下市四二

“ 高 口 若 光 “ 殿河内三九八
 “ 田 中 重 光 東伯郡赤碓町大字梅田一五三
 監 事 小 谷 弘 昌 西伯郡中山町下甲三〇五
 “ 野 間 隆 則 “ 赤坂四二七
 “ 尾 古 博 文 “ 羽田井一八七
 昭和六十年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第
 三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のと
 おり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第五四号	昭和六十二年十二月九日	鳥取市今町一丁目一三七	谷 口 武 司
八木第七六号	“ 十月二十二日	八頭郡智頭町大字中原一	智頭振興株式会社 代表取締役 玉 木 久 夫
倉木第九二号	昭和六十三年一月十八日	倉吉市住吉町二八一三	谷 高 夫
米木第六八号	昭和六十二年十一月二十六日	米子市陰田町九六二一一	塚 原 寛

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第四七号	昭和六十二年十月二十二日	八頭郡智頭町大字智頭二〇四一	西川 二三男
米製第四二号	十一月二十七日	米子市上安曇二八五	有限会社フリーウッド 代表取締役 遠藤 和夫

鳥取県告示第四百二十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西尾 邑次

木材業者

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十二年四月一日 鳥木第二六号	鳥取市安長四一六 三光工業株式会社 代表取締役 寺谷 博良	代表者の氏名	代表取締役 寺谷 博良	代表取締役 田城寺 輝明	昭和六十三年二月二日
米木第四四号	米子市蚊屋二八五 株式会社米子木材市場 代表取締役 松本 豊	所在地	米子市蚊屋二八五	米子市泉七〇六一	昭和六十二年十一月十六日

製材業者

登録年月日及び 番号 昭和六十二年四月一日 鳥製第二〇号	所在地、名称及び代表者の氏名 鳥取市安長四一六 三光工業株式会社 代表取締役 寺谷博良	変更事項 代表者の氏名	変更前 代表取締役 寺谷博良	変更後 代表取締役 円城寺輝明	変更登録年月日 昭和六十三年二月二日
---------------------------------------	--	----------------	----------------------	-----------------------	-----------------------

鳥取県告示第四百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字山茅谷一〇八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高濱九一八の一・九一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）九一八の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五（次の図に示す部分に限
る。）、四八六の二七から四八六の三三まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字登尾七四七の二・七四七の三・字瀧ノ谷七
五一の一・字北谷南谷七五七の一八・七五七の二三・七五七の二四・七
五七の八一・七五七の一〇九・字井出口ノ上エ八一五（以上九筆につい
て次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町豊房字西大平二〇五五の一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字本谷一〇九四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町豊房字西大平二〇五五の一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県知事 西 尾 次

登録 番号	生産事業 者の氏名	生産事業者 の住所	生産事業の内容	事業所の 名称	事業所の所 在地
二 百 五 十 二	吉 田 守	気高郡鹿野町 大字河内一七 三三	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	吉 田 苗 圃	気高郡鹿野 町大字河内

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律
第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年四月五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年四月二十日 午後一時
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎
七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名
米子市両三柳二一―一
平松ふみ子